

## 平成17年第4回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第3日目)

平成17年12月22日(木曜日)

午前10時00分開議

- 第6 議案第56号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 第7 議案第54号 平成17年度訓子府町一般会計補正予算(第8号)について
- 第8 議案第55号 平成17年度訓子府町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2  
号)について
- 第9 議案第57号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第58号 町長、助役及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について
- 第11 議案第59号 網走支庁管内町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数  
の減少及び規約の変更について
- 第12 議案第60号 網走支庁管内町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の  
減少及び規約の変更について
- 第13 議案第61号 北見地区衛生施設組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規  
約の変更について
- 第14 議案第62号 北見地域介護認定審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少  
について
- 第15 議案第63号 北見地域介護認定審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加  
及び規約の変更について
- 第16 議案第64号 網走地方教育研修センター組合を組織する地方公共団体の数の減  
少及び規約の変更について
- 第17 議案第65号 北見地区消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の  
変更について
- 第18 議案第66号 訓子府町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 第19 議案第67号 町道路線の認定について
- 第21 認定第1号 平成16年度訓子府町各会計決算の認定について

追加日程

意見書案第14号 森林・林業基本計画と地球温暖化防止対策の推進に係る要望  
意見書

意見書案第15号 私学助成の「北海道単独上乘せ補助全廃」の方針を改め、拡  
充を求める要望意見書

第22 報告第10号 出納検査結果報告について

追加日程

報告第11号 所管事務調査結果報告について

出席議員（13名）

2番	安藤義昭君	3番	渡邊守彦君
4番	山本朝英君	5番	松浦啓博君
6番	大坪勝廣君	7番	柴田喜八君
8番	小坂正利君	9番	上原豊茂君
10番	高橋徳男君	11番	佐藤静基君
12番	小林一甫君	13番	渡邊易右門君
14番	橋本憲治君		

欠席議員（1名）

1番 田中與士信君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	深見定雄君
助役	宮川伊三男君
総務課長	山田日出夫君
企画財政課長	佐藤正好君
町民課長	山川栄二君
福祉保健課長	佐藤純一君
農林商工課長	山内啓伸君
建設課長	竹村治実君
水道課長	竹村治実君
施設車両課長	小田藤夫君
教育長	小野茂君
管理課長	平塚晴康君
社会教育課長	佐藤明美君
教育委員長	白崎隆誠君
農業委員会長職務代理者	谷本茂樹君
監査委員	四十物義雄君
農業委員会事務局長	菅野宏君
出納室長	菊池一春君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	小野良次君
議会事務局係長	今田和則君

開議の宣告

議長（柴田喜八君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠を報告をいたします。本日は田中議員から風邪のため欠席の届出が出ております。なお、小坂議員から早退の届け出が出ております。

そのほか鳥山農業委員会会長に代わって、谷本会長職務代理者が出席しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議案第56号、議案第54号、議案第55号、議案第57号、議案第58号  
議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号、議案第63号  
議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号

議長（柴田喜八君） これより提案理由の説明が終わっております議案第56号、議案第54号、議案第55号、議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に、議案第56号の質疑を行います。11ページでございます。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第56号の採決を行います。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号の質疑を行います。1ページになります。ご質疑ございませんか。

9番、上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 歳出の関係で、確認をしたいと思います。

2款1項8目の関係ですけれども、4ページです。生活交通路線維持対策事業費補助金  
の関係でありますけれども、バス利用減による追加という説明がございました。この辺の  
算出基準がどうなっているのか、確認をしたいと思います。

それと同じページになりますけど、民生費の関係で老人医療給付特別対策事業の関係で  
あります。ここで受給者増による追加57万円という形になっております。どの程度の受  
給者増の状況になっているのか。また、それらに対する対策というのはどの様に打たれて  
いるのか。要するに、これを受給者が増えないような対策というのは打たれていたのかど  
うなのか。その辺についても確認をしたいと思います。

それと、あと5ページになりますけれども、衛生費の関係であります。精神障害者等通院交通費助成の関係でありますけれども、この追加内容についての説明をいただきたいと思ひます。

以上です。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 3点のお尋ねいただいたのですけれども、1点目の4ページ、企画費の生活交通路線維持対策事業費補助金の算出基礎ということでお尋ねをいただいた分について、私のほうから答えさせていただきます。

乗車数の減ということが主な原因になりますけれども、本来この補助金につきましては、北見 - 末広線と北見 - 勝山線、この2本の路線についてそれぞれ計算されているものでございまして、そのうち北見 - 末広線につきましては、運行回数が1日7.3回運行している現状にあります。輸送量としましては、1日23.3人ということになっておりまして、1日1台当たりの平均乗車密度というのが3.2人ということになってございます。本来ですと、この3.2人というのが5人を上回れば、一切町のほうの補助は出てこないのですけれども、基準乗車密度である5人を下回っているため、このいろいろ計算過程の中で結果として、7.3回の乗車のうち4回分のものが国・道からの補助になると。残り3.3回分については、沿線の市・町の負担ということになります。

北見 - 末広線につきましては、自治体の負担額が総額で446万6,000円と。それを北見市が315万1,000円、訓子府町が131万5,000円と。それぞれ人口あるいは距離で計算しました負担率で負担するものでございます。

そして、もう一つ北見 - 勝山線につきましては、運行1日5.3回走ってございます。輸送量については、1日19.0人と。平均乗車密度言いますと、1日1台当たり3.6人という結果になっております。これにつきましても、5人を下回っておりますため、5.3回のうち3回分が国・道の補助になると。残り2.3回分のものについては、国・道の補助がカットされますので、沿線北見と置戸、訓子府の1市2町でそれぞれ負担をすることになっておりまして、自治体の負担総額では725万2,000円。北見市がそのうち378万7,000円、訓子府町が154万4,000円、置戸町が192万1,000円という負担割合になっておりまして、訓子府町分の総額が285万9,000円となっております。

そして、当初予算では昨年の実績をもとに188万1,000円を当初予算で計上してありましたけれども、最終的に不足額97万8,000円を追加したものでございます。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） 4ページの民生費の中の老人福祉費、老人医療給付特別対策事業についてのご質問でございます。受給者の増につきましては、当初15名ということで予算を計上してありましたけれども、現在11月末段階ですけれども24名ということで9名ほど対象者が増えているということでございます。この対策と言いますか、増えない対策というのは非常に難しいわけでありまして、病院でかかる者が増えたということで、受給者の増となったことをご理解をいただきたいと思ひます。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいま5ページ、衛生費の中の精神障害者の交通費の助成についてのお尋ねでございますけれども、今回の補正の追加内容でございますが、当初予算で見込んだ時点では、過去の実績等から交通費の総額を約140万円と見込みまして、助成率が2分の1。そのうちの請求割合が33%程度ということで見込んだものでございますけれども、11月までの実績で通所リハビリの回数の増加と、それからこれに係る請求権の事項が2年ということがございまして、この2年間の請求をまとめて請求された方がございまして、助成額が大幅に増加いたしまして、本年度で約13万円ほど不足する見込みとなったものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

13番、渡邊易右工門君。

13番（渡邊易右工門君） 歳出の関係、4ページ、5ページ、6ページにわたる需用費の中の燃料の増加分の補正されている追加ですが、これは燃料の値上げ分のみでこれだけの追加になったのか、あるいは量的にも増えたという部分もあるのか。その辺をお聞きいたします。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま燃料費のこの増額の要因についてのお尋ねをいただきました。基本的には燃料が大幅に高騰しておりますので、そこに原因するものであると思っております。ただ、今回補正させていただきましては、その量、実績と今後の必要であろうとする金額の総額を見まして、そして、原形予算との差額分を補正させていただいたということでございます。誠に申し訳ありませんけれども、量的な部分についての数字はちょっと持ち合わせておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 5番、松浦啓博君。

5番（松浦啓博君） 2点ほどちょっとお伺いしたいのですが、4ページの戸籍住民登録の事務費の関係ですが、住民基本台帳のネットワークシステムセキュリティ強化事業ということで19万9,000円。これは全額助成でやるということの説明ですが、このセキュリティの関係でいろいろ今までトラブルがあったという、訓子府ではありませんけれども、ほかでトラブルがあったというような話は聞いているのですが、このセキュリティ強化というのは、そういうその全国的ないろいろな問題があった関係を改善するためのものなのか、あるいは、また訓子府独自のものなのか。その辺ちょっとお伺いしたい。

それからもう1点、先ほどの燃料費の関係ですが、6ページのこの温水プールの関係で104万円補正ということなのですが、すでにもうプールは閉鎖していると思うので、これからの燃料はもうかからないと思うのですが、今までの燃料費の中で不足分の補正だと思うのですが、当初これリッター当たりがわかりやすくいいと思うのだけど、リッター当たりどのぐらいの金額での試算で計画を練ったのか。そして、現在これ何ぼで購入されてこれだけの金額になったのか。その辺ちょっともう少し明確な金額を教えてください。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） 4ページの戸籍住民登録費の中の住民基本台帳ネットワークシステム強化業務19万9,000円に関してのご質問をいただきました。これにつま

しては、本町だけの問題ではなくて全国的に対応しようというものでございまして、実はセキュリティ対策である程度弱いかなという部分が発見されたということで、実際に事故が起きたわけではないのですけれども、起きないためにさらに一部分を強化するという意味で全額助成をしてくれるということで、本町がそれに対応するというので予算を計上させていただいたものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 社会教育課長。

社会教育課長（佐藤明美君） 2点目の温水プールの燃料費の関係でございますけども、まず単価の関係から話しますと、当初予算の関係では前年実績からぼってくるわけですけども、11万5,000?、それで単価58円で計算してございます。そして、現在つきましての単価は73円ということで計算しておりまして、先ほど企画財政課長のほうからも申しましたように、当初予算と全体的にこれから係るものを見込みまして、その差額分を今回補正したのでございますけども、温水プールにつきましては11月で実際に終わってございますけれども、しばれないというか凍らせないというか、そういう部分で暖房機については5で設定して常時サーモスタットの関係で動かしてございます。そのボイラーの動かすことで、それなりに付随する分の燃料がかかると。当然、電気もかかりますけども、そういうことの計算でこれ今後もかかりうると。ただ、実際には11月で概ね終わっておりますので、その分でぎりぎり年間分を使い果たしたような形になっています。ただ、あとこれから維持される分と多少マイナスになっている分を今回補正していただくということで、量的にも当初予算のリッター分で運行しているというような形でご理解願いたいと思います。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

2番、安藤義昭君。

2番（安藤義昭君） 何ページということないのですけど、今燃料の関係でそれぞれご質問あるのですけども、この補正に係わっては、現年度分ということの補正になるかと思えます。今後、この燃料の高騰も考えたときに、これからそれぞれの施設に対しては現在使われているその給湯器だとかいろいろな器具がありますけれども、それを使用しないで別なその熱効果と言いますか、暖を取ると言いますか、そういったことも考える必要があるのではないかと思うけども、そういったことを考えたことあるかないか、ちょっとお伺いをしたいと。今後のこともあろうかと思えます。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 熱源の検討ということでございますけども、熱源を用意するとなりますと、また新たな出費を伴いますし、その効果等の検証も必要になってくるかと思えます。

それで人間の努力によって、われわれ職員の努力によって、何とかこの燃料の高騰の危機を乗り越える部分も必要でないかということで、ウォーム・ビズを実施中であります。現在、室温を従来は23だったのですけども、21まで庁内の温度を下げまして、職員個々が被服の努力によって乗り越えようということで今実施中であります。したがって、庁舎関係の燃料費の補正は計上今回しないであります。何とかウォーム・ビズの効果が燃料費の中では約10%と想定しておりますけども、現行の予算ぎりぎりでのぐ予定であります。ただ、今後の天候の気候の状況等から不足しないということは断言できま

せんけども、何とか乗り越えてきたいなと考えております。

議長（柴田喜八君） 安藤義昭君。

2番（安藤義昭君） ウォーム・ビズを実行して庁舎、そういうような形で節減できるのだということになれば、先ほども質疑ありました温水プール、この関係もまだあまりわからないですけども、凍結するまでの温度まで下げるというのではなくて、それを保つ、凍結するしないその境目ぐらいで温度下げた場合にやはり3度ぐらい下がるのではないかと。そういったその使い道だとか、いろいろその効果が出るのではないかと思うけども、その各施設の結局温度の調整というものこれから必要になるかと思えます。これはずっと長い間その燃料の高騰ということを考えるわけではなくて、今行わなければならないものはやるような工夫をしながら、なお一層の努力をしていったらどうかなと思うわけなんですけども、いかがでしょう。

議長（柴田喜八君） 社会教育課長。

社会教育課長（佐藤明美君） 今一つの例といたしましてプールの件が出ましたけども、先ほど申しました5の部分でいけば、ギャラリーと言いますか、プールのところにパネルヒーターがあるんですけども、そこにある部分で5の設定をしているんですけども、全体的な部分で端から端と言いますか、どの部分が何度でどの部分が何度という部分の選定のサーモスタットの検知器ではないものですから、そういう分でいけば総体的な中で5の機械の部分で設定しているということで、細かくは窓際にあるですとか中側にあるですとかという位置的にはちょっと確認しておりませんが、そういう分で設定して、もし仮に3ですとか2ですとかという設定ができて大丈夫なようであれば、そういうふうにしたいと思えますけど、ちょっとそれは確認させていただきたいと思えます。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第54号の採決を行います。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号の質疑を行います。7ページになります。

12番、小林一甫君。

12番（小林一甫君） 1点だけお伺いしたいと思います。10ページ、一番下の高額医療費支給事業の中で、1人が高額の医療を受けますとかなりの負担が町のほうにもかかってくるわけでありましてけれども、現在今までで一番高額として支出した金額がわかればお伺いしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） 10ページの高額療養費についてのご質問いただきました。

これは病気等にもよってはかなり異なりますけれども、古い話ですと1人の医療費が800万円という額が出たこともあったように聞いています。最近では、特に近辺では多い方です400、500万円の医療費というケースがございます。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第55号の採決を行います。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号の質疑を行います。12ページになります。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第57号の採決を行います。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号の質疑を行います。14ページになります。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第58号の採決を行います。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号の質疑を行います。15ページです。質疑ございませんか。

2番、安藤義昭君。

2番（安藤義昭君） この交通災害共済に関わっては、合併やなんかの関係で減るわけなんですけれども、今度は人口も減ってくるわけなんですけれども、掛け金のことになればど



うかなと思うのですが、今後掛け金は今までどおりの掛け金でいくということですか。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 今お尋ねありましたように、共済組合に入っている町村の数が今後合併等で減ってくるのが想像されますし、その運営のご心配は私たちも同じくしているところであります。組合に確認しましたところ、蓄えもございまして当面は1人500円という負担金に移動は生じないということを聞いております。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第59号の採決を行います。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号の質疑を行います。16ページになります。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第60号の採決を行います。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号の質疑を行います。17ページになります。ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。

討論もございませんね。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第61号の採決を行います。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号の質疑を行います。22ページになります。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) これをもって質疑を終了いたします。  
討論もございませんね。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。  
これより議案第62号の採決を行います。本案を原案のとおり決定することにご異議  
ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第63号の質疑を行います。23ページになります。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 質疑を終了いたします。  
討論もございませんね。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。  
これより議案第63号の採決を行います。本案を原案のとおり決定することにご異議  
ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第64号の質疑を行います。24ページになります。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) これをもって質疑を終了いたします。  
討論もございませんね。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。  
これより議案第64号の採決を行います。本案を原案のとおり決定することにご異議  
ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第65号の質疑を行います。25ページになります。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) これをもって質疑を終了いたします。  
討論もございませんね。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 討論も、これをもって討論を終了いたします。  
これより議案第65号の採決を行います。本案を原案のとおり決定することにご異議  
ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号の質疑を行います。26ページになります。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) これをもって質疑を終了いたします。

討論もございませんね。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 討論がないようなので、これをもって討論も終了いたします。

これより議案第66号の採決を行います。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号の質疑を行います。28ページになります。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) これをもって質疑を終了いたします。

討論もございませんね。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第67号の採決を行います。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 認定第1号

議長(柴田喜八君) 日程第21、認定第1号を議題といたします。31ページです。

9月15日、第3回定例会において特別委員会に審査を付託し、平成16年度訓子府町各会計決算の認定についての件が委員長より報告書が提出されましたので、職員をして朗読させます。

議会事務局長(小野良次君) 議案書の31ページをお開きいただきたいと思います。

認定第1号 平成16年度訓子府町各会計決算の認定について。

平成17年9月15日決算審査特別委員会に付託した「認定第1号 平成16年度訓子府町各会計決算の認定について」の審査の結果について、委員長から次のとおり報告があった。

平成17年12月20日提出

訓子府町議会議長 柴田喜八

記、別紙でございます。次のページの32ページをお開き願いたいと思います。

平成17年10月28日

訓子府町議会議長 柴田喜八様

訓子府町各会計決算審査特別委員会  
委員長 高橋徳男

決算審査特別委員会審査報告書

本委員会は、平成17年9月15日に審査を付託された「認定第1号 平成16年度訓子府町各会計決算の認定について」同年10月24日・25日・27日・28日の4日間これを審査した結果、決算はいずれも正当であり、これを認定すべきものと決定したので報告する。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） ちょっとここで休憩をします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時39分

議長（柴田喜八君） 会議を再開いたします。

特別委員長から付言することがあれば、発言を許します。

高橋徳男委員長。

決算審査特別委員会委員長（高橋徳男君） ただいま議長からお許しがありましたので、平成16年度の決算審査について、ご報告をいたします。

本委員会は、9月15日の第3回定例町議会において設置され、「平成16年度訓子府町各会計決算の認定について」の件の審査を付託されたものであります。

本委員会は、設置された同日の9月15日に委員会を開催し、正副委員長を選出した後、10月24日、25日、27日、28日の4日間にわたって委員会を開催し、付託案件の審査を行いました。

審査は、提出されている各会計決算書、付属書類としての事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書および主要な施策に関する説明資料、その他決算関連資料のほか、審査の必要上提出された、収入・収支伝票により審査を行いました。

審査を進める中で、調査を必要とする事項31項目を抽出し、担当課から資料の提出及び説明を求め、慎重に審査を行い、最終日の10月28日に委員会としての表決を行いまして、付託された「平成16年度訓子府町各会計決算の認定について」の件は、全員一致をもって、これを「認定すべきもの」と決定した次第であります。

なお、審査会における審査の結果、次の事項については、委員全員の所見として、委員長報告において付言を申し上げることにいたしましたので、今後の行政執行にあたって、配慮していただきたいと考えております。

最初に、各種町税及び使用料の未収額の解消については、監査委員をはじめ、決算審査特別委員会においても、過去から指摘したところであります。

職員の徴収の努力は認められますが、大幅に地方交付税や補助金が減少する中で、自主財源確保と公平負担の原則からも、より一層の徴収努力をお願いしたい。

また、町営住宅の使用料については、滞納額を少しでも解消させるため、連帯保証人制度をより一層活用するなどにより、徴収の向上に努力をお願いしたい。

次に、歳出予算の執行については、好転しない経済情勢と厳しい行財政の環境の下で、行政改革などにより、経費節減の努力は十分認められますが、今後もより一層行政改革の必要性がある中で、指定管理者制度の導入も含めて、更なる取り組みをお願いしたい。

なお、一昨年度まで、経常経費あるいは投資的経費の中には、前年度実績等を勘案しながら予算計上している科目もありましたが、昨年度は厳しい財政状況にあることなどから、事業ごとに精査をしながら、予算執行した経過が見受けられました。

以上、本委員会に付託された「平成16年度訓子府町各会計決算の認定について」審査の経過と結果を申し上げまして、委員長の報告といたします。

議長（柴田喜八君） ただいま委員長報告に質疑を許します。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。

これより認定第1号を採決いたします。本決算は、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって認定第1号 平成16年度訓子府町各会計決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

ここで時間の関係で10分間休憩いたします。

午前10時55分から再開いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時57分

#### 追加日程の議決

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま高橋徳男君外6名から、意見書案第14号 森林・林業基本計画と地球温暖化防止対策の推進に係る要望意見書の件が、渡邊守彦君外5名から、意見書案第15号 私学助成の「北海道単独上乘せ補助全廃」の方針を改め、拡充を求める要望意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、この際、意見書案第14号、意見書案第15号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

#### 意見書案14号

議長（柴田喜八君） 意見書案第14号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

高橋徳男君。

10番(高橋徳男君) ただいまお許しをいただきましたので、意見書案第14号についてご説明をいたします。

意見書案第14号。

森林・林業基本計画と地球温暖化防止対策の推進に係る要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成17年12月22日

訓子府町議会議長 柴田喜八様

提出者

議員 高橋徳男  
議員 佐藤静基  
議員 小坂正利  
議員 上原豊茂  
議員 小林一甫  
議員 渡邊易右門  
議員 橋本憲治

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年12月22日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 柴田喜八

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

外務大臣様

経済産業大臣様

環境大臣様

農林水産大臣様

林野庁長官様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長(柴田喜八君) これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 質疑を終了いたします。

討論もございませんね。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 討論がないようなので、これをもって討論も終了いたします。

これより意見書案第14号の採決を行います。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第15号

議長(柴田喜八君) 次に、意見書案第15号を議題といたします。  
提出者からの提案理由の説明を求めます。  
渡邊守彦君。

3番(渡邊守彦君) ただいまお許しをいただきましたので、意見書案第15号について説明をいたします。

意見書案第15号。

私学助成の「北海道単独上乘せ補助全廃」の

方針を改め、拡充を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成17年12月22日

訓子府町議会議長 柴田喜八様

提出者

議員 渡邊守彦  
議員 山本朝英  
議員 田中與士信  
議員 安藤義昭  
議員 松浦啓博  
議員 大坪勝廣

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年12月22日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 柴田喜八

北海道知事様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長(柴田喜八君) これより質疑を行います。ご質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 討論もございませんね。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) これより意見書案第15号の採決を行います。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

報告第10号

議長（柴田喜八君） 日程22、報告第10号を議題といたします。

職員をして報告を朗読させます。

議会事務局長（小野良次君） それでは議案書の36ページをお開きいただきたいと思  
います。

報告第10号 出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

平成17年12月20日提出

訓子府町議会議長 柴田喜八

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成17年10月12日町助  
役等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 柴田喜八様

平成17年10月12日

訓子府町監査委員 四十物 義雄

訓子府町監査委員 田中 與士信

37、38ページの表につきましては、省略させていただきます。

39ページをお開き願いたいと思います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成17年11月11日町助  
役等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 柴田喜八様

平成17年11月11日

訓子府町監査委員 四十物 義雄

訓子府町監査委員 田中 與士信

40、41ページの表につきましては、省略させていただきます。

それでは、後ほど配付しました追加報告書でございます。ページ番号につきましては4  
2ページとなっておりますので、そちらをお開き願いたいと思います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成17年12月12日町助  
役等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 柴田喜八様

平成17年12月12日



訓子府町監査委員 四十物 義 雄

訓子府町監査委員 田 中 與士信

43ページ、44ページの表につきましては、省略させていただきます。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） 以上のとおりであります。

この報告に対し質疑を許します。質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 質疑を終了いたします。

以上で本報告を終わります。

#### 追加日程の議決

議長（柴田喜八君） お諮りいたします。

ただいま総務文教常任委員会委員長、渡邊守彦君、及び産業建設常任委員会委員長、高橋徳男君から報告第11号 所管事務調査結果報告についての件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、この際、報告第11号 所管事務調査結果報告についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

#### 報告第11号

議長（柴田喜八君） 2つの常任委員会委員長から閉会中に実施した所管事務調査について別紙のとおり報告がありました。

お諮りします。

本報告の朗読質疑を省略し、報告を了承することにし、合わせて本報告を関係執行機関に送付することにいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

以上で、本報告は終わります。

#### 閉会の議決

議長（柴田喜八君） 以上をもって、本定例会に付議した案件の審議は全部終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

閉会の宣告

議長(柴田喜八君) これにて平成17年第4回訓子府町議会定例会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

閉会 午前11時17分

以上、平成17年第4回定例町議会の会議録は小野事務局長が大要をまとめたものであるが、記載に相違ないことを認め、ここに署名する。

訓子府町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員

署名議員